

鋼船規則

鋼船規則検査要領

N 編

液化ガスばら積船

鋼船規則 N 編
鋼船規則検査要領 N 編

2017 年 第 2 回 一部改正
2017 年 第 2 回 一部改正

2017 年 12 月 25 日 規則 第 84 号 / 達 第 89 号

2017 年 7 月 26 日 技術委員会 審議

2017 年 12 月 15 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

鋼船規則

規則

N 編

液化ガスばら積船

2017 年 第 2 回 一部改正

2017 年 12 月 25 日 規則 第 84 号

2017 年 7 月 26 日 技術委員会 審議

2017 年 12 月 15 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

N 編 液化ガスばら積船

改正その1

4 章 貨物格納設備

4.20 建造過程 (IGC コード 4.20)

4.20.3 試験*

-5.を次のように改める。

-1. すべての貨物タンク及びプロセス用圧力容器は、タンクタイプに応じて、**4.21** から **4.26** に規定する水圧又は水圧-空気圧試験を行わなければならない。

-2. すべてのタンクは、前-1.の規定による圧力試験と同時に又は別個に、漏洩試験を行わなければならない。

-3. 二次防壁の検査については、個々の場合に、防壁へのアクセス (**4.6.2** 参照) を考慮の上で、本会の適当と認めるところによる。

-4. 新形式の独立型タンクタイプ *B* 又は **4.27** の規定に基づき設計されたタンクが設けられる船舶では、少なくとも1個のプロトタイプタンク及びその支持構造には、本会は、応力レベルを確認するためのひずみゲージ又は他の適当な装置を設置することを要求することがある。タンクの形状並びに支持構造及び付属品の配置によっては独立型タンクタイプ *C* に対しても本会は、同様の計測装置を要求することがある。

-5. 最初の満載となる貨物の積荷及び揚荷中に貨物格納設備全体としての性能が設計上のパラメータに適合することを、IGC コード 1.4 に規定する検査手順及び検査要件並びに本会が適当と認める要件に従って確認しなければならない。設計上のパラメータを確認するために重要な構成要素及び付属品の性能についての記録は、保管し、かつ、本会にいつでも提示できるようにしておかななければならない。

-6. **4.19.1-5.**及び**-6.**に従ってヒーティング設備を設ける場合、この設備は要求される熱出力及び熱分布についての試験をしなければならない。

-7. 貨物格納設備については、最初の積荷航海中又はその直後にコールドスポット検査を行わなければならない。目視検査ができない防熱材表面の検査については、本会の適当と認めるところによる。

13章 計測及び自動化装置

13.3 オーバフロー制御 (IGC コード 13.3)

13.3.6 を次のように改める。

13.3.6 ~~電気回路を備える液面警報装置~~^{*}液面警報装置の機能試験

電気回路及び高位センサを含む~~め~~、高位液面警報及びオーバフィル警報のすべての構成要素は、機能試験を実施することができるものでなければならない。なお、この機能試験は 18.4.5-2.の規定に従い、貨物を取扱う前に装置を試験実施しなければならない。

附 則 (改正その1)

1. この規則は、2017年12月25日から施行する。

13章 計測及び自動化装置

13.3 オーバフロー制御 (IGC コード 13.3)

13.3.5 を次のように改める。

13.3.5 設置及び作動試験*

タンク内のセンサの位置は、試運転前に確認可能なものでなければならない。就航後及び各ドライドック入渠後、最初の貨物満載時に、貨物タンク内の貨物液位を警報設定値まで上昇させて高位液面警報の試験を実施しなければならない。

18章 作業に関する規定

18.2 オペレーションマニュアル (IGC コード 18.2)

18.2.1 オペレーションマニュアル

-2.を次のように改める。

-2. オペレーションマニュアルは、少なくとも次の(1)から(11)に関する情報を含むものでなければならない。

(1) 貨物タンクの冷却及び予熱、移送（船舶間の移送を含む。）、貨物サンプリング、ガスフリー、バラスト漲排水、タンク洗浄並びに貨物積替えを含む船舶のドライドック間の入渠から入渠までの包括的なオペレーション

((2)から(11)は省略)

附 則 (改正その2)

1. この規則は、2018年1月1日から施行する。

鋼船規則検査要領

N 編

液化ガスばら積船

要
領

2017 年 第 2 回 一部改正

2017 年 12 月 25 日 達 第 89 号

2017 年 7 月 26 日 技術委員会 審議

2017年12月25日 達 第89号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

N 編 液化ガスばら積船

改正その1

N13 計測及び自動化装置

N13.3 オーバフロー制御

N13.3.6 を削る。

~~N13.3.6 電気回路を備える液面警報装置~~

~~規則 N 編 13.3.6 の適用上、実作動による確認が不可能な場合は、全ての警報関連回路が正常であることを確認できる（例えば、警報装置回路のブザーテストができる）こと。ただし、電気回路の断線が常時監視できないものにあつては、別途考慮を払う必要がある。~~

附 則（改正その1）

1. この達は、2017年12月25日から施行する。

N13 計測及び自動化装置

N13.3 オーバフロー制御

N13.3.5 として次の1条を加える。

N13.3.5 設置及び作動試験

規則 N 編 13.3.5 にいう「各入渠」とは、規則 B 編 1.1.3-1.(4)(a)に規定する時期に行う船底検査をいう。

附 則 (改正その2)

1. この達は、2018年1月1日から施行する。

N4 貨物格納設備

N4.13 機能荷重

N4.13.4 熱荷重

-1.を次のように改める。

-1. 規則 N 編 4.13.4-1.の規定の適用上、タンク構造に過大な熱応力を発生させないようにクールダウンのための設備を設けること。~~なお、温度が0℃より低く55℃かこれより高い貨物を積載する場合においても、このクールダウンのための設備を設けること。~~

N4.22 独立型タンクタイプ B

N4.22.3 を削る。

~~N4.22.3 最終設計条件~~

~~規則 N 編 4.22.3-1.(2)の規定の適用上、方形独立型タンクタイプ B の一次応力の許容応力は、規則 N 編 4.22.3-1.(1)の規定に定めるところによる。~~

N4.24 メンブレンタンク

N4.24.9 試験

-2.を次のように改める。

-2. 規則 N 編 4.24.9-2.の規定にいう「メンブレンを支持するすべてのホールド構造」の漏洩試験は、規則 B 編 2.1.5(1)の規定に定めるところによるほか、~~一般船体構造に対して適用される試験方法によって差し支えない。~~

N6 構造材料及び品質管理

N6.4 材料

N6.4.1 金属材料に関する一般規定

-4.(1)を次のように改める。

- 4. 規則 N 編表 N6.4 の適用上、次の(1)から(5)に示すところによること。
- (1) 本表の脚注(1)に示す縦及びスパイラル溶接管の使用は、規則 K 編 4 章及び 8 章の関連規定に定める前-1.(1)に示すところによる。
 - (2) 本表の脚注(2)に示す鍛造品及び鋳造品の規格値は、規則 K 編に定められているものについて、同編の関連規定に定めるところによる。
 - (3) 本表の脚注(3)に示す-165℃より低い設計温度での使用に対しては、前-3.(1)に示すところによる。
 - (4) 本表の脚注(5)に示す化学成分の規格値は、前-3.(3)に示すところによる。
 - (5) 本表の脚注(8)に示す衝撃試験の省略は、前-3.(4)に示すところによる。

附 則 (改正その 3)

1. この達は、2018年6月25日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。